

NO！リニア

No. 100

2017年9月10日

JR東海労働組合

大井川が環境破壊の危機！ リニア訴訟第6回口頭弁論

ストップ・リニア！訴訟第6回口頭弁論が東京地方裁判所で開廷されました。多数の新幹線地本の組合員・OBが傍聴券獲得の取り組みに参加しました。

意見陳述には、静岡県在住の弁護士と2名の住民が証言台に立ち、パワーポイントを使って、分かりやすく大井川源流を中心とした環境破壊の危険性、環境影響評価の杜撰さについて説明しました。主な主張点は以下の通りです。

- ★南アルプストンネル工事による水量減少（毎秒2t）の問題において、具体的対策がたてられない工事計画を国が認可したことは、環境影響評価法に違反する。
- ★導水路計画（毎秒2tの出水を本流に流す計画）は、国の認可後に立案されたもので、その計画の環境への影響は全く考慮されていない。出水地から導水路出口まで、広域にわたって支流の枯渇が生じる恐れがあり、生態系が崩れるのは必至。
- ★トンネル残土を燕沢（つばくろさわ）に処分することについての環境影響評価は何ら行われていない。燕沢に残土を置けば、大規模災害が発生する恐れがある。
- ★10年以上にわたる700人もの作業員の生活排水の処理問題に対して、国は何ら検討することなく環境影響評価を認可したことは問題。

